

滞納処分

財産の差し押さえと公売

滞納処分(差し押さえ)の対象となるのは

納期限を過ぎても税金を納付していただけない場合には、督促状を発送します。地方税法では、『督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき』は「滞納者の財産を差し押さえなければならない」と定められています。しかし、市では、納税者の単なる「納め忘れ」や「特別な事情」により納付できない場合を考慮して、督促状の送付後も催告書を送付するなどして、できるだけ早期に納付していただけるように働きかけています。

滞納への対応

徴税吏員(市職員)には、滞納者の財産などの調査や差し押さえを裁判所の令状を要せずに滞納処分を行う権限が与えられています。

納期限を過ぎてから、再三の催告にもかかわらず税金を納付していただけない場合は、納期限内に納めた方との公平性を保つために滞納処分を行っています。

滞納処分の内容

滞納者の預貯金、給与、年金、生命保険、不動産所有状況、売掛金などを調査し、財産を差し押さえます。

また、調査により財産が見つからない場合などには、身分証を持った徴税吏員が直接、自宅、事務所、店舗や工場などを訪問し、売却見込のある動産(車、ジュエリー、貴金属など)を差し押さえることもあります。

差し押さえた財産(不動産、自動車、電化製品、美術品、貴金属)は、インターネット公売(Yahoo!官公庁オークション)などを活用した売却などの換価手続きを行った後、滞納市税に充てて滞納額の減少に努めています。